

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの） 第二百二十三条 「略」 「2」11 略」 12 第一項第二十一号の十の規定は、基準時において、次の各号のいずれかに該当する取引については、適用しない。 一 「略」 二 信託勘定に属するものとして経理される取引のうち、基準時の属する年の前々年の四月から前年の三月まで（基準時が十二月に属するときは、その前年の四月からその年の三月まで）の各月末日における店頭デリバティブ取引（取引情報（法第五十六条の六十三第三項に規定する取引情報をいう。第四号ロ、次項及び第二百二十五条の七第二項第三号において同じ。）の対象となつていないものに限る。）に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円未満である信託財産に係る取引</p>	<p>（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの） 第二百二十三条 「同上」 「2」11 同上」 12 「同上」 一 「同上」 二 信託勘定に属するものとして経理される取引のうち、基準時の属する年の前々年の四月から前年の三月まで（基準時が十二月に属するときは、その前年の四月からその年の三月まで）の各月末日における店頭デリバティブ取引（清算集中等取引情報（法第五十六条の六十三第一項に規定する清算集中等取引情報をいう。第四号ロ、次項及び第二百二十五条の七第二項第三号ロにおいて同じ。）又は取引情報（法第五十六条の六十四第一項に規定する取引情報をいう。第四号ロ、次項及び第二百二十五条の七第二項第三号ロにおいて同じ。）の対象となつていないものに限る。）に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円未満である信託財産に係る取引</p>

三 「略」

四 取引の当事者の一方又は双方が、次のいずれかに該当する場合における当該取引（ロに掲げる者については、信託勘定に属するものとして経理される取引を除く。）

イ 「略」

ロ 金融商品取引業者等のうち、基準時の属する年の前々年の四月から前年の三月まで（基準時が十二月に属するときは、その前年の四月からその年の三月まで）の各月末日における店頭デリバティブ取引（取引情報の対象となっているものに限る、信託勘定に属するものとして経理されるものを除く。）に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円未満である者（イに掲げる者を除く。）

五 「略」

13 第一項第二十一号の十一の規定は、基準時において、次の各号のいずれかに該当する取引については、適用しない。

一 「略」

二 信託勘定に属するものとして経理される取引のうち、次のいずれかに該当する信託財産に係る取引

イ 基準時の属する年の前々年の四月から前年の三月まで（基準時が十二月に属するときは、その前年の四月からその年の三月まで）の各月末日における店頭デリバティブ取引（取引情報の対象となっているものに限る。）に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円未満である信託財産

三 「同上」

四 「同上」

イ 「同上」

ロ 金融商品取引業者等のうち、基準時の属する年の前々年の四月から前年の三月まで（基準時が十二月に属するときは、その前年の四月からその年の三月まで）の各月末日における店頭デリバティブ取引（清算集中等取引情報又は取引情報の対象となっているものに限る、信託勘定に属するものとして経理されるものを除く。）に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円未満である者（イに掲げる者を除く。）

五 「同上」

13 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

イ 基準時の属する年の前々年の四月から前年の三月まで（基準時が十二月に属するときは、その前年の四月からその年の三月まで）の各月末日における店頭デリバティブ取引（清算集中等取引情報又は取引情報の対象となっているものに限る。）に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円未満である信託財産

ロ 「略」

三 「略」

四 取引の当事者の一方又は双方が、次のいずれかに該当する場合における当該取引（ロ及びハに掲げる者については、信託勘定に属するものとして経理される取引を除く。）

イ 「略」

ロ 金融商品取引業者等のうち、基準時の属する年の前々年の四月から前年の三月まで（基準時が十二月に属するときは、その前年の四月からその年の三月まで）の各月末日における店頭デリバティブ取引（取引情報の対象となっているものに限り、信託勘定に属するものとして経理されるものを除く。）に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円未満である者（イに掲げる者を除く。）

ハ 「略」

五 「略」

（特定店頭デリバティブ取引）

第二百二十五条の七 「略」

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する取引が、当該取引に係る契約を締結する時において次の各号のいずれかに該当する取引である場合には、当該取引は、法第四十条の七第一項に規定する内閣府令で定めるものに該当しないものとする。

「一・二 略」

ロ 「同上」

三 「同上」

四 「同上」

イ 「同上」

ロ 金融商品取引業者等のうち、基準時の属する年の前々年の四月から前年の三月まで（基準時が十二月に属するときは、その前年の四月からその年の三月まで）の各月末日における店頭デリバティブ取引（清算集中等取引情報又は取引情報の対象となっているものに限り、信託勘定に属するものとして経理されるものを除く。）に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円未満である者（イに掲げる者を除く。）

ハ 「同上」

五 「同上」

（特定店頭デリバティブ取引）

第二百二十五条の七 「同上」

2 「同上」

「一・二 同上」

<p>三 当事者の一方又は双方が次のいずれかに掲げる者である場合における当該取引</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 金融商品取引業者等のうち、当該取引に係る契約を締結する時の属する年の前々年の四月から前年の三月まで（その時が十二月に属するときは、その前年の四月からその年の三月まで）の各月末日における店頭デリバティブ取引（取引情報の対象となっていないもの）に限り、信託勘定に属するものとして経理されるものを除く。）に係る想定元本額の合計額の平均額が六兆円未満である者（イに掲げる者を除く。）</p> <p>四 「略」</p>	<p>三 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 金融商品取引業者等のうち、当該取引に係る契約を締結する時の属する年の前々年の四月から前年の三月まで（その時が十二月に属するときは、その前年の四月からその年の三月まで）の各月末日における店頭デリバティブ取引（清算集中取引情報又は取引情報の対象となっていないもの）に限り、信託勘定に属するものとして経理されるものを除く。）に係る想定元本額の合計額の平均額が六兆円未満である者（イに掲げる者を除く。）</p> <p>四 「同上」</p>
---	--

備考 表中の「」の記載は注記である。